

奈良県議会議員の政治倫理に関する条例をここに公布する。

奈良県議会議員の政治倫理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、奈良県議会議員(以下「議員」という。)の責務と規範を定めるとともに、奈良県議会(以下「議会」という。)の権威と名誉を守り、主権者たる県民の厳粛な信託に応え、もって清浄で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。

(責務)

第二条 議員は、県民の信託を受けた代表者であることを自覚し、政治倫理の向上に努めなければならない。

2 議員は、自らの行動を厳しく律するとともに、議員としてふさわしい品位と識見を養うよう努めなければならない。

(行為規範)

第三条 議員は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)、政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)等の政治活動に関する諸規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守して行動しなければならない。

一 県民全体の福祉の向上を目指して行動すること。

二 その権限又は地位による影響力を及ぼすことにより公務員の公正な職務の執行を妨げる行為をしないこと。

三 県が行う許可等の処分その他の行為又は県若しくは県が出資する団体(以下「県等」という。)と締結する建設工事の請負契約、物品の購入契約その他の契約に関し、特定の者に有利又は不利になるような働きかけをしないこと。

四 県等に対し、請負(業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で県等が対価の支払をすべきものであって、各会計年度において支払を受けるべき当該対価の総額が地方自治法(昭和二十二年法律第六百十七号)第九十二条の二に規定する政令で定める額を超えるものをいう。以下この号において同じ。)をせず、及び請負をする営利を目的とする会社の役員に就任しないこと。

五 公正を疑われるような金品の授受をしないこと。

六 政治的又は道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。

七 その資金管理団体(後援団体を含む。)に、前号の寄附を受けさせないこと。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を受けたときは、自ら進んで疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

(令五条例四五・一部改正)

(審査の請求)

第四条 議員は、前条第一項に規定する行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるときは、これを証する資料を添え、議員定数の八分の一以上の議員の連署をもって、文書で奈良県議会議長(以下「議長」という。)に審査を請求することができる。

(審査会の設置)

第五条 議長は、前条の審査の請求があったときは、これを審査するため、議会に奈良県議会政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は委員十一人以内とし、委員は各党派から推薦を受けた議員のうちから議長が指名する。

3 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。

4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

5 審査会の会議は、原則として非公開とする。

(審査)

第六条 審査会は、関係者から意見若しくは事情を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

2 審査会は、審査を請求した議員及び審査を求められた議員の意見又は事情を聴取するため、それらの者の出席を求めることができる。

3 審査を求められた議員は、審査会に対し、口頭又は文書により弁明することができる。

(審査の結果の報告)

第七条 審査会の委員長は、審査の結果を取りまとめ、議長に対し報告するものとする。

(措置)

第八条 審査会がその審査により、議員がこの条例に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合には、議長は、当該議員に対し、審査会が必要と認める措置を講ずることができる。

(守秘義務等)

第九条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 審査会の委員は、その職務を政治目的のために利用してはならない。

(その他)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則(令和五年条例第四五号)

(施行期日)

1 この条例は、公布日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良県議会議員の政治倫理に関する条例第三条第一項の規定は、施行の日以後に契約を締結した請負について適用し、同日前に契約を締結した請負については、なお従前の例による。